○○自治公民館規約（案）

第１章　総則

（名称）

第１条　私たちの公民館は、○○自治公民館（以下「本館」という。）と称する。

（目的）

第２条　本館は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（１）○○○○○○○○○○○○（例：講習会、講演会及びその他教養を高めるための活動）

（２）○○○○○○○○○○○○（例：区域内の清掃、保健衛生及び環境整備）

（３）○○○○○○○○○○○○（例：施設の維持管理）

（４）○○○○○○○○○○○○（例：レクリエーション及びその他福利厚生に関する活動）

（５）○○○○○○○○○○○○（例：各種団体の組織の強化及び青少年健全育成に関する活動）

（６）○○○○○○○○○○○○（例：その他、本館の目的達成のために必要な活動）  
（区域）

第３条　本館の区域は、（都城市○○町○○番○○から○○番○○まで、又は、別紙図面のとおり）とする。

（主たる事務所）

第４条　本館の主たる事務所は、都城市○○町○○番○○に置く。

第２章　館員

（館員）

第５条　本館の館員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

（館費）

第６条　館員は、総会において別に定める館費を納入しなければならない。

（加入）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本館に加入しようとする者は、世帯単位毎に加入申込書を館長に提出しなければならない。

２　本館は、前項の加入申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（脱退等）

第８条　館員が次の各号の一に該当する場合は、脱退したものとする。

（１）第３条に定める区域内に住所を有しなくなくなった場合

（２）本人から脱退の届出（口頭での申出を含む。）が館長にあった場合

２　館員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役員及び運営委員

（役員及び運営委員の種別）

第９条　本館に次の役員を置く。

（１）館長 　　　　　　 １名

（２）副館長　　　 　　　○名

（３）会計　　　 　　　　○名

（４）その他の役員

ア　○○部長 　　　○名

イ　○○部長　　　 ○名

ウ　○○部長　　　 ○名

エ　班長 　　　○名

（５）　監事　　　　　 ○名

２　本館に次の運営委員を置く。

（１）前年度の館長、副館長及び会計、○○部長　○名

（２）総会での選出者　若干名

（役員及び運営委員の選任）

第10条　役員及び運営委員は、総会において館員の中から選出する。

２　監事と館長、副館長、会計、その他の役員並びに運営委員は、相互に兼ねることはできない。

３　総会における役員及び運営委員の選出方法については、別に定める。

（役員及び運営委員の職務）

第11条　館長は、本館を代表し、会務を総括する。

２　副館長は、館長を補佐し、館長に事故あるとき又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　会計は、会計事務を処理し、資産の管理について館長を補佐する。

４　その他の役員及び運営委員は、館長の指示を受け、会務を処理する。

５　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）本館の会計及び資産の状況を監査すること。

（２）館長、副館長、会計、その他の役員並びに運営委員の業務執行の状況を監査すること。

（３）会計及び資産の状況又は業務執行において不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員及び運営委員の任期）

第12条　役員及び運営委員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員及び運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員及び運営委員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）

第13条　本館の総会は、通常総会と臨時総会の二種とする。

（総会の構成）

第14条　総会は、館員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条　総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

（１）事業計画、事業報告

（２）予算、決算

（３）財産の処分

（４）代表者及び監事の選任

（５）規約の変更

（６）会の解散

（７）その他の重要事項

（総会の開催）

第16条　通常総会は、毎年度決算終了後○か月（例：２か月）以内に開催し、年○回（例：１回）以上開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）館長が必要と認めたとき。

（２）総館員の○分の○（例：５分の１）以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（３）第11条第５項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第17条　総会は、館長が招集する。

２　館長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日（例：14日）以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の○日（例：５日）前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第18条　総会の議長は、その総会において、出席した館員の中から選出する。

（総会の定足数）

第19条　総会は、総館員の○分の○（例：２分の１）以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第20条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した館員の○分の○（例：２分の１）以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（館員の表決権）

第21条 館員は、総会において、各々１個の表決権を有する。

２ 次の事項については、前項の規定にかかわらず、館員の表決権は、館員の所属する世帯の館員数分の１とする。

（１）事業計画、事業報告

（２）予算、決算

（３）その他の事項

（総会の書面表決権等）

第22条　止むを得ない理由のため総会に出席できない館員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の館員を代理人として表決を委任することが出来る。

２ 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その館員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第23条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）館員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名押印をしなければならない。

第５章　運営委員会

（運営委員会の構成）

第24条　運営委員会は、監事を除く役員及び運営委員で構成する。

（運営委員会の権能）

第25条　運営委員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（運営委員会の招集等）

第26条　運営委員会は、館長が必要と認めるとき招集する。

２　館長は、役員の○分の○（例：２分の１）以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日（例：14日）以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日（例：７日）前までに通知しなければならない。

（運営委員会の議長）

第27条　運営委員会の議長は、館長がこれに当たる。

（運営委員会の定足数等）

第28条　運営委員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「運営委員会」と、「館員』とあるのは、「役員及び運営委員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第29条　本館の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）別に定める財産目録記載の資産

（２）館費

（３）活動に伴う収入

（４）資産から生じる果実

（５）その他の収入

（資産の管理）

第30条　本館の資産は、館長が管理し、その方法は、運営委員会の議決によりこれを定める。

（財産の処分）

第31条　本館の資産で、第29条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○（例：２分の１）以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第32条　本館の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第33条　本館の事業計画及び予算は、館長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、館長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条　本館の事業報告及び決算は、館長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後○か月（例：２か月）以内に総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第35条　本館の会計年度は、毎年○月○日（例：４月１日）に始まり、翌年○月○日（例：３月31日）に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条　この規約は、総会において総館員の○分の○（例：４分の３）以上の議決を得、かつ、都城市長の認可を受けなければならない。

（解散）

第37条　本館は、地方自治法第260条の20の規定による次の事由により解散する。

（１）規約で定めた解散事由の発生

（２）破産手続開始の決定

（３）認可の取消し

（４）総会の決定

（５）構成員が欠けた事

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総館員の○分の○（例：４分の３）以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第38条　本館の解散のときに有する残余財産は、総会において総館員の○分の○（例：２分の１）以上の議決を得て処分等を履行する。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第39条　本館の主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（１）規約

（２）館員名簿

（３）認可及び登記簿等に関する書類

（４）総会、役員会並びに運営委員会の議事録

（５）収支に関する帳簿及び証拠書類

（６）財産目録等（備品を含む。）資産の状況を示す書類

（７）その他必要な帳簿及び書類

（委任）

第40条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、館長が別に定める。

附　則　（令和○○年○月○日）

この規約は、令和○○年○月○日から施行する。